

セキュリティ分科会の検討状況

平成 21 年 4 月 20 日

セキュリティ分科会 主査 辻井重男

1. 検討の目的

- オンライン利用拡大行動計画に基づき、電子政府の手續に応じたセキュリティ確保策、ユーザビリティ向上方策について政府横断的な統一ガイドラインを策定することに向け、本分科会では、セキュリティ確保策の観点から検討を進め、一定の方向性を取りまとめる。
- 上記計画においてオンライン利用率の大幅な向上を図るべく重点的に取り組むことと定められた「重点手續」のセキュリティ確保策として、適切な認証と電子署名を選択するための考え方について整理する。その一環として、同計画に基づく電子署名を要する手續の本人確認方法の再点検（重点手續再点検）について、紙の申請時における署名や押印の必要性といった本人確認手段などの調査を行い、本分科会の検討に反映させる。

2. セキュリティ分科会の開催状況

(1) 第 1 回会合

- ① 日時：平成 20 年 10 月 17 日（金） 15：30～17：30
- ② 主な議題：オンライン申請の状況、諸外国の認証・署名の状況

(2) 第 2 回会合

- ① 日時：平成 20 年 11 月 21 日（金） 16：00～18：00
- ② 主な議題：検討の進め方、次世代電子行政サービスの検討状況、重点手續再点検の調査方針

(3) 第 3 回会合

- ① 日時：平成 20 年 12 月 12 日（金） 16：00～18：00
- ② 主な議題：現行の電子署名の運用状況、電子署名法における推定効の考え方、ICカード・シングルサインオンの技術動向

(4) 第 4 回会合

- ① 日時：平成 21 年 1 月 26 日（月） 18：00～20：00
- ② 主な議題：諸外国のガイドラインでの保証レベルの考え方、重点手續再点検の中間結果報告

(5) **第5回会合**

- ① 日時：平成21年2月27日（金）10：00～12：00
- ② 主な議題：認証・電子署名の保証レベル、リスク評価の進め方

(6) **第6回会合**

- ① 日時：平成21年3月23日（月）18：00～20：00
- ② 主な議題：検討の中間とりまとめ

3. **主な議論の内容**

(1) **基本的な考え方**

- 認証と電子署名について、認証はサービスへのログイン時の本人確認手段であり、電子署名は申請データに対するなりすまし、改ざん、否認を防止するための手段であって、類似性はあるものの、それぞれ異なるセキュリティ対策であることに留意し、本分科会での検討に際しては区別して扱うものとする。
- ガイドラインについて、まずは、政府機関が提供する重点手続を含めたオンライン申請への適用を想定した検討を進めるが、今後、電子政府・電子自治体での利用の拡大が想定される情報の入手・閲覧のための手続も対象にするかどうかについて引き続き検討する。

(2) **認証と電子署名の保証レベル**

- 電子政府における適切な認証・電子署名方式の選択にあたり、最終的には各手続もしくは一連の手続群毎にユーザビリティや構築コスト等を総合的に考慮した上で、ID・パスワードや電子署名などの具体的な方式を選択することになるが、本分科会の検討においては、個別の方式についての詳細を議論する前に、認証や電子署名の強度の違いを示す抽象的な指標として「保証レベル」の考え方を導入し、方式の選択に関わる基本的な考え方の整理を図る。
- 認証の保証レベルについては、諸外国のガイドラインや国際標準化などの動向を参考に、レベル1（最も低い）からレベル4（最も高い）までの4段階を設ける。各保証レベルについては、各認証方式が扱う認証情報（クレデンシャル）の信用度の観点で、①登録（申請時の本人確認を含む）、②発行・管理、③トークン、④認証プロトコルの4つの軸を設け、各軸の基準から総合的に判断して定められるようにする。（別紙1）
- 署名の保証レベルについては、電子署名を行うための暗号鍵などの認証情報の信用度の観点から、認証の保証レベルや諸外国の状況を参考

に、引き続き検討を行う。

(3) 電子政府の手続のリスク評価について

① 重点手続の再点検

- 重点手続再点検の調査では、71の重点手続のうち電子署名を要する手続である47手続を対象に、紙での申請方法や、窓口・郵送における本人確認実施の状況などについて調査を実施した。
- 結果については分析中であるが、中間報告の段階において、①紙での申請時に実印まで要する手続は少ないものの、多くの手続で認印が必要であり、かつ申請書のデータベース照合などによる真正性確保のための措置を行っていることや、②窓口での申請時に半数程度の手続が公的証明書の提示などによる本人確認を実施していることなどが分かった。(別紙2)
- 本調査の結果などに基づいて、今後、該当の47手続に対してケーススタディ的なリスク評価を実施することで、電子政府の手続に対するリスク評価のあり方を検討する予定である。

② リスク評価の進め方

- 電子政府の手続において適切な認証と電子署名を決めるためには、各手続で必要とされる保証レベルを導出するためのリスク評価方法を定める必要がある。
- リスク評価にあたっては、認証・電子署名が導入されていない場合や、それらが正常に動作しない場合の、他人になりすまされることなどのリスクに関し、金銭的被害や情報の漏えいなどの影響の種類や程度を評価する必要があるため、それらの検討を行う方法の整理を行う。
- リスク評価方法においては評価結果について関係者の理解が得られることが重要であることから、評価で仮導出した保証レベルについて関係者との間で検証を行うなどの作業を通じて、電子政府の手続に適用可能な手法を定めるものとする。(別紙3)

4. 今後の検討の進め方及び活動予定

(1) 今後の検討の進め方

- 電子政府の手続に対するリスク評価方法について引き続き検討を行う。
- 認証や電子署名の保証レベルについて、各保証レベルに対応する認証・電子署名の方式を実現する上での課題などについて、その実現性

やユーザビリティなどの観点から検討を進める。

- なお、それらの課題検討にあたっては、認証基盤やバックオフィスの整備などとの関わりが深いことから、政府における次世代電子行政サービス基盤、社会保障カード（仮称）、電子私書箱（仮称）の検討や、地域自治体などにおける情報連携の取組みの状況をみながら行うものとする。

(2) 今後の活動予定

- 上記の検討事項などについて、本年9月頃を目途に今後4回程度の会合を開催し、引き続き分科会での検討を進める。（別紙4）
- 本分科会における検討の結果について「電子政府セキュリティガイドライン（仮称）」にとりまとめ、親会である電子政府ガイドライン作成検討会に報告する。